特に開発途上国の需要を考慮して、WRC-15において微調整の余地があること。

5　WRC-15は、以下のITU-Rへの要請事項で言及したITU-Rの研究を考慮しつつ、決議事項1で言及した移動業務への分配に適用し得る技術的及び規制上の条件を決定すること。

以下をITU-Rに要請し、

1　決議事項4で言及した下端値の選択肢を可能な限り早く決定するために、この周波数帯域における移動業務と放送業務に対するスペクトル要求を研究すること。

2　以下を考慮しつつ、790MHz以下に適合させた移動業務のためのチャネル配置を研究すること。

－　新しい分配で運用される通信網と790-862 MHzで運用されている通信網との共用確保を目指し、最新版のITU-R勧告M.1036で規定されている、第一地域における790-862 MHzの既存配置

－　全地域にわたり調和した配置を実現したいという願望

－　隣接帯域内を含め、この帯域が分配されている他の一次業務との両立

3　第一地域の790MHz以上で実施されている異なったチャネル配置同士の共存を、一層の調和の可能性を含めて研究すること。

4　移動業務と、現在694-790MHzに分配されている他の業務との両立性を研究し、ITU-R勧告又は報告を制定すること。

5　放送の補助となるアプリケーションを可能とするような解決案を研究すること。

6　これらの研究の結果をWRC-15に間に合うように報告すること。

以下を無線通信局長に要請し、

電気通信開発局長と協力し、移動業務への新しい分配を実施しようと考えている開発途上国が、放送のために十分な容量を確保するために必要なGE06プランの変更を決定できるよう支援を与えること。

以下を主管庁に要請する。

これら研究に参加し、WRC-15の準備の過程で、移動業務に分配する周波数帯域の選択肢と関連するチャネル配置を決定するために、移動業務、放送業務及び他の業務のスペクトル要求を可能な限り速やかに明らかにすること。

追　　決議第233（WRC-12）　IMTと他の地上移動ブロードバンドアプリケーションの周波数関連事項の研究

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　WRC－07以降、マルチメディア能力を持った移動ブロードバンドアプリケーションへの大幅な需要増大があったこと。

b)　IMTシステムが広域移動ブロードバンドアプリケーションを提供するための主要な手段であったこと。

c)　移動医療、テレワーク、遠隔教育や他の各種のマルチメディアプリケーションを提供することにより、IMTと他の移動ブロードバンドシステムは世界の経済的、社会的発展に貢献していること。

d)　IMTシステムが導入された全ての国では、IMTシステムのユーザ数並びに運ばれるデータ量及び速度が継続的に増大していること、そして後者の増大は過半が音声及び映像情報によるものであること。

e)　IMTと他の移動ブロードバンドシステムは、都市部とサービスの行きわたっていない地域社会を含めた地方との間の情報格差の解消に役立つことができること。

f)　開発途上国の多くの市場では、ブロードバンド通信の主要な提供形態は移動機器によるものと考えられること。

g)　無線LANのような他の無線通信システムが広範な移動ブロードバンドアプリケーションを使用可能にすること。

h)　IMTと他の移動ブロードバンドシステムの将来の成長を可能とするためには、適切かつ適時にスペクトルが得られること及びこれを支える規制条項が必須であること。

i)　スペクトルの有効利用を促進しスペクトルへの接続を容易にするためには技術的進歩を常に取り入れる必要があること。

j)　IMTと他の移動ブロードバンドシステムにおける調和のとれた世界的な周波数帯と周波数配置は、世界的なローミングと規模による経済化を実現するために大いに望ましいこと。

k)　無線通信規則の中でIMT用に既に特定されているスペクトルを、このスペクトルが他のシステムや業務により使用されているという理由を含め、各種理由により、多くの国ではまだ利用可能にしていないこと。

l)　IMTのために既に特定されている帯域の近傍では、装置設計の複雑さが軽減される可能性があること。

m)　いかなる業務への周波数帯域の追加分配の検討であっても、既存業務を保護する必要性があること。

n)　6GHz以下の特定の周波数帯におけるIMTの周波数関連事項はWRC-07の準備過程の中で研究され、WRC-07はこれら幾つかの帯域における技術的条件と規制的手続を決定したこと。

o)　3400-4200及び4500-4800MHzの周波数帯におけるIMT-Advancedシステム及び固定衛星業務の静止衛星通信網との共用研究に関するITU-R報告M.2109

p)　450-470MHzの周波数帯における無線通信業務とIMTシステムとの共用研究に関するITU-R報告M.2110

q)　3400-3700MHzの周波数帯におけるIMT-Advancedと無線標定業務との共用研究に関するITU-R報告M.2111

r)　2700-2900MHz帯における空港監視レーダー及びIMTシステムを用いた気象レーダーとの両立及び共用に関するITU-R報告M.2112

以下に留意し、

a)　2006年に承認された、IMTの所要スペクトル推定に関するITU-R報告M.2078は、2020年におけるスペクトル要求を、ユーザの需要が低い場合及び高い場合に、それぞれ1280MHz及び1720MHzと予測していること。

b)　2011年に承認されたITU-R報告M.2243には、IMTのための移動ブロードバンドの世界的な導入と予測に関する評価が含まれていること。

c)　ITU-R決議第56で定められているように、IMTはIMT-2000とIMT-Advancedを包含した